

令和4年度・第34回農業委員会総会進行

開催日 令和5年1月26日(木) 13:00~14:30

開催場所 樋脇公民館

出席委員 (18名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	枇杷 繁	2	谷山 隆信	3	山路 一浩
4	西 裕一郎	5	乙須 紀文	6	岸 広光
7	小城 義己	8	梶原 拓二	9	下茂 正憲
10	木場 祐二郎	11	新屋 純子	12	薬師寺 しげ子
13	磯道 博和	14	小園 光男	15	峯元 敏郎
16	中島 弘和	17	永留 智史	18	高橋 百合恵
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員 (1名)

遅刻委員 (0名)

出席推進委員 (17名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	田島 征男	22	竹田 栄次	23	永吉 康之
24	箱川 滋三	25	福壽 久雄	26	有馬 康夫
27	武田 芳久	28	古川 梓	29	上小川 文男
30	牧田 信一	31	高木 成寛	32	濱田 勉
33	高橋 公和	34	奥 透	35	鶴屋 賢了
36	田中 浩徳	37	木場 貞実	38	濱田 義博
39	鬼塚 幸男	40	永留 直志	41	中野 政弘

欠席推進委員 (4名)

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原G長・平野G員・泉G員
中城G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長 (農業委員会会長) _____ ⑩

議事録署名者 13番 _____ ⑩

14番 _____ ⑩

議事録作成者 局長代理 _____ ⑩

令和4年度 第34回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

- 報告第 119号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第 120号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第 121号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第 122号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議 事

- 議案第 387号 農地転用事業計画変更申請の意見決定について（承継なし）（知事処分）
- 議案第 388号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 389号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 390号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 391号 非農地証明願承認について
- 議案第 392号 農地法第3条許可指令書の取消し願いの承認について
- 議案第 393号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第 394号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第 395号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・交許可申請承認について
- 議案第 396号 農地法第3条の規定による農地等の地役権設定許可申請承認について
- 議案第 397号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について
- 議案第 398号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について
- 議案第 399号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について
- 議案第 400号 令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

7 その他

- (1) 現地調査及び総会の日程等について
- (2) その他

【 1 3 : 0 0 開会】

会 長 （第 3 3 回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」）

議 長 ただ今から、第 3 4 回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 定数 1 9 名、現在員数 1 9 名、出席委員 1 8 名、欠席委員は 1 名で、1 7 番：永留智志委員であり、欠席届が提出されております。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は 1 7 名です。
以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。
まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の 1 ページをご覧ください。

1 2 月 2 7 日に令和 4 年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会議が S S プラザせんだいで開催され、会長以下委員が出席されております。また、会終了後、忘年会が S キューブバイ城山で開催されております。

1 月 4 日に仕事始め式、その後新年挨拶回りで、会長、小園会長代理、事務局で、県農業会議、県農村振興課、県地域振興公社、J A 等をまわっております。1 月 7 日のかごしま新規就業・就農相談会と 1 0 日の定例常設審議委員会は欠席です。1 0 日と 1 1 日は定例の現地調査、1 3 日の運営委員会が本庁舎 1 0 2 会議室において開催しております。

そして、本日第 3 4 回農業委員会総会が薩摩川内市セントピアでの開催です。以上、説明を終わります。

議 長 只今報告がありました、他に何か、ご質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終わります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、
13番：磯道 博和委員 14番：小園 光男委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第119号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第119号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号11番から14番までの4件です。登記地目 田6筆 5,946㎡の届出がありました。
内容といたしましては、11番、12番、14番は盛土をして、畑として農地の有効利用を図るための届出となります。13番については、自己所有農地の一部に200㎡未満の敷地に堆肥舎を建設するものです。
従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。
以上で、報告第119号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第119号の説明が終わりました。これにつきまして、ご質疑、ご意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第119号を終わります。

報告第120号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第120号を説明いたします。資料は3ページから4ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号 88 番から 95 番までの 8 件です。
登記地目、田 13 筆 16,184 m²の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は受理番号 8 9 番から 9 1 番と 9 4 番の 4 件です。

薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第120号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局より報告第１２０号の説明が終わりました。
これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長　質疑がありませんので、報告第１２０号を終わります。

次は報告第１２１号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第 1 2 1 号を説明いたします。資料は 5 ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号 90 番から 92 番までの 3 件で、登記地目 田 3 筆 1,689 m²、畑 1 筆 157 m²、合計 4 筆 1,846 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第121号に係る説明を終わります。

議長　ただ今、事務局より報告第１２１号の説明が終わりました。
これにつきまして、ご質疑、ご意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

質疑がありませんので、報告第 1 2 1 号を終わります。
次に、報告第 1 2 2 号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題といたします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理

報告第 1 2 2 号を説明いたします。資料は 6 ページをご覧ください。
今月は、受理番号 1 0 番の 1 件で、登記地目 畑 1 1 筆 2,413 m²の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。
許可年月日、転用目的については、それぞれご参照ください。
いずれも、転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願が提出されたものです。
なお、現地確認については、下茂正憲委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。
以上で、報告第 1 2 2 号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局より報告第 1 2 2 号の説明が終わりました。
これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

質疑がありませんので、報告第 1 2 2 号を終わります。
それでは、会次第 6 の議事に入ります。
先ず、議案第 3 8 7 号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長

議案第 3 8 7 号を説明いたします。資料は 7 ページから 8 ページをご覧ください。今月は、受理番号 2 番から 4 番の 3 件の事業計画変更申請がありました。
内容といたしましては、2 番は、令和 3 年 1 1 月 1 5 日付指令農振第 5 - 5 7 3 号で、「建売住宅 3 棟・駐車場」で農地法第

3番は、令和4年2月15日付指令農振第5-772号で、「共同住宅1棟・駐車場」で農地法第5条転用売許可を受けていましたが、転用目的を「共同住宅2棟・駐車場」に事業計画変更するものです。

以上３件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

１月１１日に、箱川推進委員と梶原・長沼職員と現地調査をしましたので報告します。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、
現地調査の内容は、調査表に記載してあるとおりです。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第３８７号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 387 号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議案第 388 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 388 号を説明いたします。資料は、9 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号 17 番と 18 番の 2 件で、登記地目畑 4 筆 523 m²の申請がありました。

内容といたしまして、17 番は、農業用倉庫及び進入路の目的で申請されるものです。18 番は、一般住宅の目的で申請され、1413 番 1 山林 181 m²と一体利用で総面積 391 m²となります。

以上 2 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 388 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しました。

ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

峯元委員 15 番、峯元が、17 番を報告します。

1 月 11 日、永吉推進委員と事務局 杉安・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 9 ページ、調査表 8 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

新屋委員 11 番、新屋が 18 番を報告します。

1 月 10 日、中野推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので報告します。

位置図 10 ページ、調査表 9 ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で耕作されています。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第 388 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 　賛成全員であります。議案第 388 号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第 389 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 　議案第 389 号を説明いたします。資料は 10 ページから 13 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 104 番から 114 番までの 11 件で、登記地目 田 3 筆 1, 756 m²、畑 14 筆 9, 157 m²、合計 17 筆 10, 913 m²の申請がありました。

内容について説明いたします。

受理番号 104 番から 106 番及び 110 番から 113 番は、一般住宅、建売住宅と通路、共同住宅と駐車場、宅地分譲の目的で申請されるものです。

受理番号 107 番は、二世帯住宅・駐車場・通路・山林・グランピング施設の目的で申請されるものです。

4779 番 5 宅地 566.36 m²と一体利用で総面積 2,576.36 m²となります。

108番は、事務所・倉庫・駐車場・流出抑制槽、109番は、車輛置場、114番は、駐車場の目的で申請されるものです。

110番は、1750番2 原野 外3筆及び市道払下げ11,560㎡と一体利用で総面積15,769㎡となります。以上11件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。以上で議案第389号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 9番下茂が、104番から109番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。

104番は、位置図11ページ、調査表10ページです。申請地の現況は畑で、耕作されていました。

105番は、位置図12ページ、調査表11ページです。申請地の現況は畑で、耕作されていました。

106番は、位置図13ページ、調査表12ページです。申請地の現況は畑で、管理されていました。

107番は、位置図14ページ、調査表13ページです。申請地の現況は畑で、管理されていませんでした。

108番は、位置図15ページ、調査表14ページです。申請地の現況は山林化していました。

109番は、位置図16ページ、調査表15ページです。申請地の現況は田で、管理されていました。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

峯元委員 15番、峯元が、110番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図17ページ、調査表16ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

下茂委員

9 番下茂が、1 1 1 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図 1 8 ページ、調査表 1 7 ページをご覧ください。申請地の現況は畑で保全管理されていました。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

峯元委員

1 5 番、峯元が、1 1 2 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 1 9 ページ、調査表 1 8 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていました。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

下茂委員

9 番下茂が、1 1 3 番、1 1 4 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

1 1 3 番については、位置図 2 0 ページ、調査表 1 9 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

1 1 4 番は位置図 2 1 ページ、調査表 2 0 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていません。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議 長

ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 3 8 9 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。

議案第 3 8 9 号については、許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達することに決定します。

次に、議案第 3 9 0 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長

議案第 3 9 0 号を説明いたします。資料は 1 4 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 1 1 5 番の 1 件で、登記地目 田 1 筆 3 3 4 m²の申請がありました。

内容について説明いたします。

受理番号 1 1 5 番は、申請地を贈与を受け、運動場整備し、自身が代表を務める保育園に貸すため、貸駐車場を整備するものです。施工済のため、始末書添付となっております。

以上 1 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 3 9 0 号に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員

9 番下茂が、1 1 5 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 2 2 ページ、調査表 2 1 ページをご覧ください。申請地の現況は田で耕作されていません。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議 長

ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第３９０号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。

議案第３９０号については、許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達することに決定します。

次は、議案第３９１号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原Ｇ長

議案第３９１号を説明いたします。資料は、１５ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号３３番の１件で、登記地目、畑１筆１００㎡の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、受理番号３３番は、平成３０年に相続を受ける以前から、がけ地であり、竹林が繁茂しており、山林化しています。

農地復元が著しく困難な場合や周囲の状況からみて、農地復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に限り、申請者の申し出により「利用状況調査をいつでもできる」とされていることから、申請地の現況確認を行い、山林化していることを確認しました。

不動産登記法に係る地目をそれぞれ変更するために申請されるものです。

従って、非農証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第２条第１項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第３９１号に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員

9番下茂が33番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図23ページ、調査表22ページをご覧ください。申請地の地目は畑ですが現況は竹林化しておりました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから証明書を発行すべきと考えます。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、採決いたします。

議案第391号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長

賛成全員であります。議案第391号は原案どおり決定されました。

議案第392号「農地法第3条許可指令書の取消し願いの承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長

議案第392号を説明いたします。資料は、16ページをご覧ください。

今月の申請は、受理番号3番の1件で、登記地目 田1筆315㎡の取消し願いがありました。

内容といたしましては、当該申請地については、令和3年6月25日付指令薩農委第3―30号で、農地法第3条所有権移転・売許可を受けられましたが、法務局での所有権移転登記を譲受人が行いましたが、手続き途中で、譲渡人であった方が死亡され、現所有者に相続をされたため、移転登記が行えず、先の許可指令を取消して、再度申請されるため、当該許可の取消し願いが提出されたものです。

議案第393号104番と同時申請となっています。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

議長　　ないようですので、採決いたします。議案第３９２号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第３９２号は、原案のとおり承認されましたので、許可することに決定いたします。

次は、議案第３９３号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

今月の申請は、受理番号 1 0 3 番から 1 1 1 番の 9 件で、登記
 地目 田 6 筆 6 , 2 9 9 m² 畑 6 筆 2 , 8 0 3 m²、合計 1 2 筆 9 ,
 1 0 2 m²の申請がありました。
 申請理由は、譲受人の「規模拡大」「営農開始」、譲渡人の「労力
 不足」等により、それぞれ売買されるものです。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

15

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

峯元委員 15番、峯元が、103番から104番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
103番は、位置図24ページ、調査表23ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。
104番は、位置図25ページ、調査票24ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。
権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

下茂委員 9番、下茂が、105番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図16ページ、調査表25ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。
営農計画書が添付されており、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

峯元委員 15番、峯元が、106番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図26ページ、調査表26ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。
申請人は、新規就農での権利取得です。営農計画書が添付されており、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

中島委員 16番、永留が、107番から109番を報告します。
去る1月10日、高橋推進委員と事務局 梶原職員・中城職員で現地調査を実施しましたので報告します。
107番は、位置図27ページ、調査表27ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。隣接地を耕作しており、一体で耕作するものです。
108番は、位置図28ページ、調査票28ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていました。野菜を耕作予定
です。

109番は、位置図29ページ、調査票29ページをご覧ください。

申請地は、14345番1は、畑で耕作されていました。
14412番1は、田で保全管理してありました。譲受人は、農地
を集約し、耕作する計画です。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高
く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は
許可相当と考えます。以上です。

谷山委員

2番、谷山が、110番から111番を報告します。

去る1月10日、高橋委員と事務局 梶原職員・長沼職員で
現地調査を実施しましたので報告します。

110番は、位置図30ページ、調査表30ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。

111番は、位置図31ページ、調査票31ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。

権利取得者は水稻を栽培予定です。権利取得者は、規模拡大の
ための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地
域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

議 長

ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。何か
ご質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第393号については、原案のとおり処分決定すること
に賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。議案第393号は、原案のとおり許可
することに決定いたします。

次は、議案第394号「農地法第3条の規定による農地等の
所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長

議案第 394 号を説明いたします。資料は 19 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 112 番の 1 件で、登記地目 田 4 筆 2, 307 m² 畑 1 筆 140 m² 合計 4 筆 2, 447 m²の申請がありました。

申請理由といたしましては、「親子間」の贈与によるものです。

申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第 394 号に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

峯元委員

15 番、峯元が、112 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 32、33 ページ、調査表 32 ページをご覧ください。申請地の現況は、田、畑で、ともに耕作されていました。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

議 長

ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、一括して採決いたします。
議案第 394 号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第 394 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第 395 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・交許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 395 号を説明いたします。資料は 20 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 113 番から 114 番の 2 件で、登記地目 田 2 筆 2, 484 m² 畑 1 筆 2, 718 m² 合計 3 筆 5, 202 m² の申請がありました。

申請理由といたしましては、113 番と 114 番の自作地相互の交換となります。

申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で交換されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第 395 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中島委員 16 番、中島が 113 番と 114 番を報告します。

調査日・調査員は先程のとおりです。

113 番は、位置図 34 ページ、調査表 33 ページを、114 番は、位置図 34 ページ、調査票 34 ページをご覧ください。

113 番と 114 番で、自作地相互の交換であり、113 番は、現況は、田で耕作されており、飼料作物を耕作する計画で、114 番は、現況は、畑で耕作されており、譲受人は、農地を集約し、耕作する計画です。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

以上のようなことから、申請は許可相当と考えます。
以上です。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

事務局の内容説明をお願いします。

以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

次は、議案第３９７号、受理番号１６５番に係る議事参与案件について審議に入ります。

木場委員 (退席・退室)

梶原 G 長 農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」を受ける議案第 3 9 7 号受理番号 1 6 5 番に係る利用権設定の受人が、当委員会農業委員の木場委員、ご本人ですので、内容説明いたします。資料は 2 3 ページをご覧ください。

受理番号１６５番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第397号、受理番号165番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第397号、受理番号165番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

木場委員の入室をお願いします。

木場委員 (入室・着席)

議長 次は、議案第397号、受理番号169番に係る議事参与案件について審議に入ります。

高橋 百合恵 (たかはし ゆりえ) 委員は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

高橋委員 (退席・退室)

議長 議案第397号、受理番号169番に係る議事参与案件につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第397号受理番号169番に係る利用権設定の受人が、当委員会農業委員の高橋百合恵委員が役員を務める法人ですので、内容説明いたします。資料は24ページをご覧ください。

受理番号169番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第３９７号、受理番号１６９番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長 賛成全員であります。議案第３９７号、受理番号１６９番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

高橋委員の入室をお願いします。

高橋委員

(入室・着席)

議長 それでは、議案第３９７号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第３９８号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

ここで、議長を下茂代理と交代いたします。

下茂代理 それでは、別府委員は農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

別府委員

(退席・退室)

下茂代理 議案第３９８号につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原Ｇ長 農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受ける議案第３９８号受理番号１９番及び２０番に係る所有権設定の受人が、当委員会農業委員の別府正次委員の御子息ですので、内容を説明いたします。資料は２６ページから２７ページをご覧ください。

今月の申請は２件で、田１，８０３㎡の申請がありました。

所有権移転２件、認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域

内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法第21条第1項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記となります。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　ないようですので、採決いたします。
議案第398号は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 　賛成全員であります。議案第398号は、原案のとおり意見決定されました。
別府委員の入室をお願いします。

別府委員 (入室・着席)

下茂代理 　ここで、議長を別府会長に戻します。

議長 　議案第398号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第399号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 　今月の申請は、田14,954㎡、畑5,700㎡、合計20,654㎡の申請がありました。

中間管理権設定20件中、認定農業者に係る案件は分は14件です。申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき、農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案

以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

事務局から、内容説明をお願いします。

委員・推進委員 (なしの声あり)

以上で、本日の議案の審議は全て終わりました。

次は、会次第 7 のその他に入ります。

(1) 2 月の現地調査及び総会の日程について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 本日、配布しております両面刷りの現地調査及び総会の日程をご覧ください。

本庁の現地調査は、2 月 9 日（木）、各支所は、8 日（水）です。

本庁 3 班は、2 班体制での調査に無理がある場合に連絡いたします。

次に、2 月の議案発送は 2 月 1 7 日（金）、2 月総会は 2 月 2 4 日（金）午後 1 時からセントピアです。3 月の総会は 3 月 2 7 日（月）を予定しております。

裏面の 2 月から 4 月までの 3 か月予定については、今後の予定等にお役立てください。

以上です。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件について
ご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 （なしの声あり）

議 長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

事務局 （ありません）

議 長 それでは、全体的に何かございませんか。

岸 委員 6 番岸です。

農業委員としての立場もカウントダウンに入りました。

いろいろ考えてみますと農業委員会の在り方が農業委員会法の改正により農業委員の選ばれ方が変わり、推進委員についても農業委員会から委嘱される形になってきたところですが、今まで農業委員だけでは農地流動化の仕事をするのは大変だということとこの制度ができたのではないかと思います。私は当初最適化推進委員というのはお手伝い程度のことだと思っていたのですが、今までみてきますと推進委員の方と農業委員の方のされることは総会等の許可について議決権があるかの違いなだけでほとんど変わりません。

寧ろ最適化推進委員の方が農業委員の方よりも頑張っている

方もいるような気がします。そのことを考えたとき、お金のことになりますけれど農業委員の方は月額 49,000 円、最適化推進委員の方は月額 30,000 円の報酬については是正できないかと思って薩摩川内市の法令等を見てみますと市長が認めるときは範囲内で加算できるのではないかということで最適化推進委員の待遇が変えれないのかと思うところですがどうでしょうか。

事務局長

貴重なご意見ありがとうございます。

活動につきましては、先ほどありましたように農業委員及び推進委員の皆様には活発な活動をしていただき感謝申し上げます。

総会の決定事項については農業委員の決定ということで定められていますのでその部分については両委員の中で大きな違いがあると考えています。今回の報酬のご意見については実際事務局内でも検討した経緯があります。しかしながら現時点においてはお支払いしている金額で進めさせていただいておりますので

今回いただいた貴重なご意見や活動に対する報酬についてを分析、他市町村の動き等を調査しながら検討を進めていきたいと思っています。

岸委員

最終的には事務局の判断になると思います。我々の委員の仕事は大変責任があるものだと思いますが、実際は現地調査や、総会出席も推進委員と同じ業務内容で、さらに総会でも決まったことを発言しましたそれについても事務局内でもまれたことでしょうかから異議もないと思います。もっと他に総会の場で建設的な意見が出てくるとか推進委員との差があるようであれば今のままでもいいのかもしれませんが地域の農業に関して積極的に問題を挙げて議論等をするわけでもないので推進委員の方たちの報酬を上げてあげればいいんじゃないかとそういうふうに思います。

後は、事務局、農業委員の方々がどうされるかわかりませんが今後やめていく人間の意見ですので参考にさせていただけたらと思います。

事務局長

ありがとうございます。報酬以外の部分では、最適化活動の活動実績に応じてお支払いさせていただいているところです。貴重なご意見ありがとうございます。

議長

ほかにありませんか

(なしの声)

議長 ないようですので、これをもちまして第34回薩摩川内市農業
委員会総会を閉会いたします。

局長代理 皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了14：30】